

### 3 減免

災害により納税することが困難であると認められる一定の場合に、県税の全部又は一部を免除するものです。税の種類により減免の要件が定められています。

なお、定められた納税の期限までに申請書の提出が必要です。

	減免の対象となる場合	減免の割合
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所有している事業用資産の損害額が、その資産の価格の2分の1以上であるとき</li><li>・ 所有している住宅又は家財の損害の程度が著しいとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前年中の所得金額等に応じて一定額～全額</li></ul>
不動産取得税	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建物を取得した直後に、その建物が災害を受けて損壊したとき</li><li>・ 災害にあった建物などの代替りのものを取得したとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被災した建物等の価格に応じた一定額～全額</li></ul>
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害を受けた自動車の代替りのものを、災害を受けた日から6ヶ月以内に取得したとき</li><li>・ 自動車の取得の日から1ヶ月以内に災害を受けて使用できなくなったとき</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被災した自動車の価格に応じた一定額～全額</li></ul>

### 4 その他

自動車税は抹消登録（廃車）すると税の一部が還付されますので、災害により自動車が使用できなくなったときは、早めに手続きを行ってください。

お問い合わせ先

長岡地域振興局県税部 0258-38-2504

# 新潟県中越大震災による 被災家屋の代替家屋を取得する皆様へ

新潟県・地域振興局県税部・県税事務所

新潟県中越大震災により被災されました皆様方には心からお見舞い申し上げます。

災害で被災した家屋に代わる家屋を取得したときは、当該新築又は増築した家屋にかかる不動産取得税を減免する制度がありますが、新潟県中越大震災（以下「中越大震災」という。）によって損壊した家屋の代替家屋を取得した場合の減免額の算定について特例制度を設けました。

## 1 特例制度の趣旨

中越大震災によって被災した家屋の代替取得を容易にし、早期再建を図るために、代替家屋を新築又は増築した場合の減免額の算定方法の特例制度を設けたものです。

## 2 対象となるもの

中越大震災によって被災した家屋の所有者が代替家屋を一定の期間内（注）に取得した場合に特例措置を受けることができます。

（注）一定の期間内とは

被災した専用住宅に代わる専用住宅の取得…中越大震災発生の日から5年以内

被災した併用住宅や事業用家屋に代わる家屋の取得…中越大震災発生の日から3年以内となります。

## 3 減免額の算定方法

減免額＝代替家屋1㎡当たりの評価額（注）×被災した家屋の被災部分の床面積  
×税率（3%）

（注）代替家屋の1㎡当たりの評価額とは

固定資産課税台帳に登録された価格がある場合はその価格、固定資産課税台帳に登録価格がない場合は固定資産評価基準に基づき決定した価格であり、代替家屋を取得するために実際に要した費用の額ではありませんのでご注意ください。

## 4 手続き

### (1) 申請期限

代替家屋の取得に係る不動産取得税の納税通知書に記載されている納期限前7日が申請期限となりますので、納税通知書が届き次第、申請されるようお願いいたします。

## (2) 申請書及び添付書類

- ア 減免申請書（お近くの地域振興局県税部又は県税事務所に請求してください。）
- イ 市町村長等が発行する罹災証明書
- ウ 被災家屋の床面積を証する書類

## (3) 申請書の提出先

代替家屋の所在地を所管する地域振興局県税部又は県税事務所

## 5 お問い合わせ先

その他ご不明なことがありましたら、次の地域振興局県税部又は県税事務所までお問い合わせください。

事務所等名	電話番号	管轄（代替家屋の所在する市町村）
村上地域振興局県税部	0254(52)7921	村上市、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村
新発田地域振興局県税部	0254(22)5106	新発田市、阿賀野市、聖籠町、加治川村、紫雲寺町、中条町、黒川村
新津県税事務所	0250(24)9613	新津市、五泉市、小須戸町、村松町、津川町、鹿瀬町、上川村、三川村
新潟県税事務所	025(231)8107 025(231)8108	新潟市、白根市、豊栄市、横越町、亀田町
巻県税事務所	0256(72)0904	燕市、岩室村、弥彦村、分水町、吉田町、巻町、西川町、味方村、潟東村、月潟村、中之口町、寺泊町
三条県税事務所	0256(36)2207	三条市、加茂市、田上町、下田村、栄町
長岡地域振興局県税部	0258(38)2504	長岡市、小千谷市、栃尾市、見附市、越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、中之島町、川口町
六日町地域振興局県税部	025(772)2660	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、塩沢町
十日町地域振興局県税部	0257(57)5512	十日町市、川西町、津南町、中里村
柏崎地域振興局県税部	0257(21)6211	柏崎市、高柳町、小国町、刈羽村、西山町
上越地域振興局県税部	025(526)9305	上越市、新井市、安塚町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町、清里村、三和村、名立町
糸魚川地域振興局県税部	0255(53)1847	糸魚川市、能生町、青海町
佐渡地域振興局県税部	0259(74)3212	佐渡市

## 災害等に係る自動車取得税の減免について

### 自動車の取得（新車・中古車）日より1ヶ月以内に被災した場合

⇒ 既に支払った取得税を還付します。

#### ● 必要書類

- 1 減免申請書（申請書は窓口にあります。）
- 2 現在登録証明書（15条抹消に限ります。）
- 3 被災証明書（コピー可）被災証明書の交付が受けられなかった場合は申立書

注）自動車の取得日より1ヶ月以内に被災した自動車の取得税を還付する減免制度ですので、同一の自動車で代替減免は受けられません。

#### ● 申請期限＝滅失または損壊した日から2ヶ月以内

### 自動車が被災し、6ヶ月以内に代替自動車を取得する場合

⇒ 代替自動車の取得税額を減額します。

#### ● 必要書類

- 1 減免申請書（申請書は窓口にあります。）
- 2 抹消登録を確認できる書類（15条抹消、16条抹消）
- 3 被災証明書（コピー可）被災証明書の交付が受けられなかった場合は申立書
- 4 代替自動車の車検証の写し

#### ● 申請の条件

- ①被災自動車と代替自動車の納税義務者が同一であること。
- ②用途が同一であること。

#### ● 申請期限

災害発生の日から概ね6ヶ月以内で代替自動車を登録した日

● 減免額等

$$\text{①代替車両取得税額} - \text{②被災車両の減免額} = \text{③納税額}$$

① = 課税標準額（自動車の取得価格）×税率（自家用5%・軽及び営業車3%）

② = 課税標準額×残価率（初度登録年から経過年数に応じた軽減率）×税率

③ = ① - ②

【事例1】

代替車両	普通車	平成16年登録	課税標準額	120万円
被災車両	普通車	平成10年登録	課税標準額	150万円

① = 120万円×0.05 = 60千円

② = 150万円×0.068（7年経過） = 102千円

102千円×0.05 = 5,100円

③ = 60,000円 - 5,100円 = 54,900円

【事例2】

代替車両	軽自動車	平成16年登録	課税標準額	100万円
被災車両	普通車	平成15年登録	課税標準額	150万円

① = 100万円×0.03 = 30千円

② = 150万円×0.464（2年経過） = 696千円

696千円×0.05 = 34.8千円

③ = ① < ② = 0円（還付はありません。）

【事例3】

代替車両	普通車	平成16年登録	課税標準額	40万円
被災車両	普通車	平成15年登録	課税標準額	150万円

① = 免税点以下（50万円以下）のため取得税は発生しない。

③ = ① < 50万円 = 0円（減免措置は適用されません。）

● 残価率（自家用）

経過年数	1年	2年	3年	5年	8年	10年
乗用車	0.681	0.464	0.316	0.146	0.046	0.022
軽自動車	0.562	0.316	0.177	0.056	0.010	—
トラック	0.631	0.398	0.251	0.100	0.025	0.010

詳しいことは下記に照会してください。

新潟県総務部税務課

新潟分室 TEL 025-283-2279

長岡分室 TEL 0258-22-1134

災害により被災した自動車が自主抹消できない方へ

平成16年11月  
新潟県

新潟県中越地震により、自動車が修理不能なほど損壊していると推定されかつ、交通手段が遮断された地域を使用の本拠（車検証に記載の住所地）とする自動車（軽自動車を除く。）をお持ちの方で、自主抹消が困難な方は、地震による事故申立書の提出をすることにより、地震発生月の翌月以降の自動車税を保留としますので、所管の地域振興局県税部収税課までご相談ください。

地域振興局県税部収税課		所管市町村
長岡	0258-38-2510	長岡市、小千谷市、見附市、栃尾市、中之島町、越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、川口町
六日町	025-772-2665	魚沼市、南魚沼市
十日町	0257-57-6063	十日町市、川西町、津南町、中里村
柏崎	0257-21-6222	柏崎市、小国町、刈羽村、西山町
上越	025-526-9311	安塚町



# 市税の減免（長岡市）

## 1 個人市民税の減免

### (1) 適用される範囲

#### ア 住宅または家財

前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人で、本人や生計を一にする配偶者等が所有する住宅または家財の損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が、その価格の10分の3以上のとき。

#### イ 農作物

前年中の合計所得金額が1,000万円以下、かつ、農業所得以外の所得が400万円以下の人で、減収損失合計額（減収価格から農業災害補償法によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が平年作（過去5年間のうち、豊凶年を除いた3年間の平均収穫量）の農作物による収入金合計額の10分の3以上のとき。

### (2) 減免割合

#### ア 住宅または家財

損害の程度 合計所得金額	軽減または免除の割合	
	10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	全部
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

※ 災害発生日の属する年度の納期末到来分について軽減されます。

#### イ 農作物

合計所得金額	軽減または免除の割合
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超えるとき	10分の2

※ 災害発生日の属する年度の納期末到来分で、農業所得にかかる所得割税額（農業所得と農業以外の所得にあん分して計算します）について軽減されます。

## 2 固定資産税・都市計画税の減免

### (1) 適用される範囲

損害の程度が、土地にあつては当該面積の10分の2以上、家屋にあつては当該価格の10分の2以上、償却資産にあつては決定価格の10分の2以上のとき。

### (2) 減免割合

#### ア 土地

損 害 の 程 度	軽減または 免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

※ 災害発生日の属する年度の納期末到来分について軽減されます。

#### イ 家屋

損 害 の 程 度	軽減または 免除の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、または復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

※ 災害発生日の属する年度の納期末到来分について軽減されます。

#### ウ 償却資産

償却資産の軽減または免除の基準は、家屋に準じて適用されます。

(注) この資料は、長岡市を例としておりますが、他の市町村の減免措置については、該当市町村にお問い合わせください。